

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[命令一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

概要情報

事件名	西沢生コン
事件番号	中労委 平成 1年(不再)第58号 中労委 平成 6年(不再)第9号 中労委 平成 6年(不再)第10号
再審査申立人	有限会社西沢生コン
再審査申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
再審査被申立人	有限会社西沢生コン 他7法人
再審査被申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
命令年月日	平成10年11月18日
命令区分	一部変更(初審命令を一部取消し)
重要度	
事件概要	西沢生コン(以下「会社」という。)が(1)会社を解散し分会員を解雇した、(2)組合事務所貸与、賃上げ等に関する不誠実団交、(3)事前協議約款に反して分会書記長X1の処遇等について組合と協議せず放置していた、ことが不当労働行為であるとして申立てのあった事件。初審地労委は、いずれも不当労働行為であると判断したが、(1)は賃金相当額の60%の額の支払いを命じた。これについて、会社及び組合は、再審査を申立てたが、中労委は、(1)及び(2)のうち組合事務所等の団交については不当労働行為には当たらないとして、(2)のうち賃金等に関する団交についてはその後の団交で十分説明していること等から、救済利益はないとして初審命令を取り消した。また、(3)については初審命令を一部変更した。なお、組合は会社以外の7法人についてはこれを却下した初審命令を不服として再審査を申し立てた。中労委は、これを棄却した。
命令主文	A I 中労委平成元年(不再)第58号事件に係る初審命令主文第1項を取消し、同項についての全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(以下「組合」という。)の救済申立てを棄却する。 II 同事件に係る初審命令主文第2項を次のとおり変更し、同項についてのその余の組合の救済申立てを棄却する。 2 有限会社西沢生コン(以下「会社」という。)は、組合員X1に対して、昭和62年7月分から同63年4月分(同月分については同人がストライキを行うまでの間に相当する額)までの間の手当相当額(月額2万円)を支払わなければならない。 III 会社のその余の再審査申立てを棄却する。 B I 中労委平成6年(不再)第9号及び第10号事件に係る初審命令主文第1項を取消し、同項についての組合の救済申立てを棄却する。 II 組合の再審査申立てを棄却する。
判定の要旨	0203 職場闘争と業務妨害 0205 第三者・取引先等への働きかけ 0208 暴力・不穏当な言動を伴った組合活動 0209 会社役員宅等への抗議行動 会社に対する組合の抗議の態様は、会社の業務を不当に混乱させ妨害するものであったり、取引先に対する会社の信用を故意に失墜させるものであり、組合が個人の私生活の平穩を不当に乱す行為も行っていたことからすれば、組合の行為は到底正当な組合活動とはいえないとされた例。 0203 職場闘争と業務妨害 0205 第三者・取引先等への働きかけ 0208 暴力・不穏当な言動を伴った組合活動 1800 会社解散・事業閉鎖 会社が解散を決定したのは、組合による正当な組合活動とはいえない行為や会社の取引先等に対する組合の意図的な信用棄損行為等によって、取引先からの信用を喪失し、その結果、生コン出荷量が低迷し、会社の業績が極端に悪化したことに加えて、会社再建への努力も組合の協力が得られず、組合の正当な組合活動とはいえない行為も続く中で、もはや事業の継続が不可能な状態にまで追い込まれたことに主な原因があったとみるのが相当であり、会社の解散と分会員の解雇が不当労働行為には当たらないとされた例。 2242 回答なし 2300 賃金・労働時間

	4102 承認・合意 賃上げ及び一時金に関する団交における会社の態度が誠実であったとは認められないが、その後の団交で経営資料を組合に示し経営状況を十分説明したものの結局平行線のまま終わったことや、すでに解散し、現在清算手続中であり、事業の再開の見通しもないことを併せ考えると、もはや救済する必要がなくなったものと判断された例。 0203 職場闘争と業務妨害 2306 便宜供与 3604 労働者に落度がある場合 組合事務所等の便宜供与に関する団交については、会社は当初から繰り返し拒否する意向を表明していたが、組合は団交の中で解決しようとせず、実力をもって休憩室等を組合事務所として使用するとともに、会社業務を妨害する行為を継続して行っていたのであるから、団交における会社の態度のみを不誠実なものとは判断することはできないと判断された例。 1200 降格・不昇格 2901 組合無視 4408 バックペイが認められなかった例 会社が組合と事前協議約款を締結していたにもかかわらず、分会書記長X1の処遇等に関して、組合と協議することなく、不確定なまま放置していたことは、同人を不利益に取扱い、組合の弱体化を企図したものとみるのが相当であると判断し、救済方法については、同人が解雇に至るまで無期限ストライキを行っているので、ストライキ期間中の手当相当額を控除した額の支払いを命じることが相当と判断された例。 4916 企業に影響力を持つ者 会社とグループ関係等にあった7法人が、分会員に対して指示・命令していた等、使用者性を認めるべき疎明はないとして、7法人は分会員との関係において、使用者には当たらないと判断された例。
業種・規模	その他の製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集112集799頁
評釈等情報	中央労働時報 1999年3月 948号 15頁

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
徳島地労委 昭和62年(不)第4号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 1年 5月16日 決定
大阪地労委 平成 1年(不)第53号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 6年 2月18日 決定
東京地裁 平成11年(行ウ)第18号	請求の棄却	平成13年 4月25日 判決

[\[全文情報\]](#)

この事件の全文情報は約476KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[命令一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

概要情報

事件名	西沢生コン
事件番号	大阪地労委 平成 1年(不)第53号
申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被申立人	有限会社 西沢生コン
被申立人	有限会社 西沢建材店ほか5ヶ所
被申立人	有限会社 給油センター西沢
命令年月日	平成 6年 2月18日
命令区分	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)
重要度	
事件概要	本件は、会社が、業績悪化を理由として会社を解散し、それに伴い組合員を解雇したことが不当労働行為であるとして争われた事件である。 大阪地労委は、解雇撤回及びバック・ペイ(賃金相当額の60%)の支払いを命じ、N建材店等7社に対する申立ては却下した。
命令主文	1 被申立人有限会社西沢生コンは、申立人組合の西沢生コン分会員に対し、平成元年9月18 日付解雇がなかったものとして取り扱い、同日以降、同人らが従業員としての身分を失うまでの間、同人らが受けるはずであった賃金相当額の60%に相当する額を支払わなければならない。 2 被申立人有限会社給油センター西沢、有限会社西沢建材店、有限会社西沢建材センター、大洋石産工業株式会社、ゲンテン株式会社、海部郡資源再利用協業組合及び徳島海部生コン クリート協同組合に対する申立ては却下する。 3 申立人のその他の申立ては棄却する。
判定の要旨	1800 会社解散・事業閉鎖 会社解散を理由とする分会員ら全員の解雇は、経営状況の悪化は認められるものの、会社再建の可能性があったことからして必ずしも回避不可能なものではなく、組合を嫌悪し、これを壊滅することを企図した不当労働行為であるとされた例。 5001 将来における予防、不特定な内容の請求 企業廃止の自由といえども濫用されてはならず、組合を嫌悪し、分会を壊滅することを企図して行うことは許されないとされた例。 4915 親会社 会社の関連企業6社は、人員交流、役員関係、取引関係で、会社と密接な関連はみられるものの、分会員らの間に使用従属関係がなく、採用等会社の人事面への関与、分会員に対する指揮命令権はなく、分会員の使用者ではないとされた例。 4917 使用者団体 会社の加入する協同組合は、分会員との間に雇用契約が結ばれ、指揮命令権を有していたとの疎明もないことから、分会員の使用者に当たるとは到底考えられないとされた例。 5006 採用の請求 労委は、私法上の法律効果の確認である会社解散決議の無効について判断する権限はないとされた例。 4407 バックペイの支払い方法 本件会社解散決議に至った事情及びその後の会社の状況を考慮して、解雇された元年9月18日以降、従業員としての身分を失うまでの間の賃金相当額の60%相当額を命ずるのが相当とされた例。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集99集225頁
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[命令一覧に戻る\]](#) [\[顚末情報\]](#)

概要情報

事件名	西沢生コン
事件番号	徳島地労委 昭和62年(不)第4号
申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被申立人	有限会社 西沢生コン
命令年月日	平成 1年 5月16日
命令区分	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)
重要度	
事件概要	会社が、(1)賃金体系等に関する団交を誠実に行わなかったこと、(2)分会書記長X1の身分を不確定のまま放置し、工場長手当をカットしたことが争われた事件で、(1)誠意をもって団交を行うこと、(2)X1を工場長と同様の職務に就労させること及び工場長手当の支給を命じ、陳謝文の掲示については棄却した。
命令主文	1 被申立人は、申立人が昭和62年4月2日付、同月30日付及び同年6月13日付で申し入れた 要求事項について、誠意を持って団体交渉に応じなければならない。 2 被申立人は、申立人組合員X1に対し、牟岐工場閉鎖後も、同人が同工場長の職にあった 時と同様の職務に就かせ、かつ、工場長手当の名称で同人に支給されていた月額2万円の手 当を支給しなければならない。 3 その余の申立は、これを棄却する。
判定の要旨	1201 支払い遅延・給付差別 会社が工場を閉鎖し、工場長である分会書記長X1の身分を不確定のまま放置し、一方的に工場長手当をカットしたことは、同手当がX1個人の諸業務に対して与えられた手当と認められるから不当労働行為であるとされた例。 2240 説明・説得の程度 申立人組合の分会結成と同時に申し入れた分会事務所の貸与等3項目、賃金体系の明確化等6項目及び賃上げ等2項目の要求に関する6回の団交における会社の態度が誠意に欠けるとされた例。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集86集472頁
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

顚末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
大阪地労委 平成 1年(不)第53号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 6年 2月18日 決定
中労委 平成 1年(不再)第58号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成10年11月18日 決定
中労委 平成 6年(不再)第10号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成10年11月18日 決定
中労委 平成 6年(不再)第9号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成10年11月18日 決定
東京地裁 平成11年(行ウ)第18号	請求の棄却	平成13年 4月25日 判決

[\[全文情報\]](#) この事件の全文情報は約243KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

[判例一覧に戻る] [顚末情報]

概要情報

事件名	西沢生コン
事件番号	東京地裁平成11年(行ウ)第18号
原告	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被告	中央労働委員会
被告参加人	有限会社西沢生コン
判決年月日	平成13年 4月25日
判決区分	請求の棄却
重要度	
事件概要	本件は、会社が、有限会社西沢生コン(以下「会社」という。)が、(1)全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(以下「組合」という。)の西沢生コン分会(以下「分会」という。)に関わる、賃上げ・一時金の支給等に係る団交申し入れに対して、誠意をもって応じなかったこと、(2)会社の牟岐工場閉鎖に際して、同工場の工場長であった分会書記長のX3の処遇等に関し、放置していたことが不当労働行為であるとして申立てがあった事件(平元(不再)58)、及び会社が、(3)組合を壊滅する意図をもって会社を解散し、分会員を解雇したことが不当労働行為であるとして会社及び会社とグループ関係にあった7法人を被申立人として、申立てのあった事件(平6(不再)9・10)である。 初審徳島地労委(昭62(不)4、平元・5・16決定)は、会社に対し、(1)誠意のある団交の実施、(2)X3を同工場長の職にあった時と同様の職務に就労させること及び工場長手当の支給を命じ、その余の組合の救済申立てを棄却したところ、会社はこれを不服として再審査の申立てを行った。 初審大阪地労委(平元(不)53、平6・2・18決定)は、会社に対し、(3)分会員らの解雇撤回及びバックペイを命じ、会社以外の各被申立人に対する申立ては却下し、その余の組合の救済申立ては棄却した。これを不服として組合と会社は、それぞれ再審査の申立てを行った。 中労委は、初審徳島地労委命令のうち、(1)誠意ある団交の実施命令については取消し、この点に関する組合の救済申立てを棄却したほかは、会社のその余の再審査申立てを棄却し、また、初審大阪地労委命令のうち、(3)解雇撤回等の命令を取消し、この点に関する組合の救済申立てを棄却するとともに、組合の再審査申立てを棄却した。これを不服として、組合から行政訴訟が提起されていたものであるが、東京地裁は組合の請求を棄却した。
判決主文	1 被告が中労委平成2年(不再)第6号事件(初審大阪地労委昭和62年(不)第67号事件)について、平成9年12月17日付けで発した命令のうち、1項の1から5まで及びII項を取り消す。 2 訴訟費用は被告の負担とし、補助参加によって生じた費用は被告補助参加人の負担とする。
判決の要旨	0203 職場闘争と業務妨害 1800 会社解散・事業閉鎖 会社の解散及びこれに伴う組合の組合員らを含む従業員の解雇は、同組合員らの違法な争議行為や組合活動に起因する、海南工場の操業停止及びその続行並びに操業再開後も行われた同組合員らの違法な組合活動による会社の信用毀損行為のため、生コンの販売実勢が著しく減少して経営状況が悪化し、これに対して会社が経営再建に向けて様々な努力を尽くしたにもかかわらず、組合からの協力が得られなかったことなどから、会社において、もはや事業を継続し得ない状況に追い込まれたことによって余儀なくされたものであるから、不当労働行為に当たるといえることはできない。 0201 就業時間中の組合活動(含職場離脱) 0202 会社施設の利用 0203 職場闘争と業務妨害 昭和62年4月2日付け要求事項のうち、会社施設の利用並びに就業時間内の組合活動及びこの間の賃金支給を求める部分は、組合は会社から、事務所の貸与及び就業時間内の組合活動等の便宜供与に応じない旨回答を受けた後、海南工場内の会社施設(休憩室)に無断で組合事務所を設置して、就業時間中に会社の事業を妨害する、違法な組合活動を継続して行っていたものであるから、会社が、組合に対し、事務所の貸与及び就業時間内の組合活動等の便宜供与に応じない旨回答したことをもって、直ちに、右便宜供与に関する交渉に応じなかったとまでいうことはできない。 2249 その他使用者の態度 昭和62年4月30日付け要求に関する団体交渉を見ると、組合員X1の配転は、同

	年5月19日の団体交渉において、同月中を目処に実行する旨述べており、その余の事項についても、その都度の経営状況に照らした回答をしているものと認められることから、団体交渉に誠実に応じなかったとまでいうことはできない。 2250 未妥結・打切り・決裂 昭和62年6月13日付け要求に関する団体交渉を見ると、会社は、経営状況に照らして一時金10万円との回答をし、さらには経営状況を説明するために経営資料を提示したが、最終的には、組合が労使紛争の解決を求めて互いに譲歩せず、交渉が行き詰まったものと認められることから、誠実に団体交渉に応じていなかったということとはできない。 1200 降格・不昇格 2901 組合無視 会社が組合員X2の昭和62年7月分以降の給与から、工場長手当2万円分をカットしたことは、組合活動を理由とする不利益取扱いとして、X2の処遇につき事前協議約款に反して組合と協議することなく、これを長期間にわたって不確定のまま放置したものであり、不当労働行為に当たる。 4408 バックペイが認められなかった例 本件において、昭和63年4月13日以降、X2がストライキに入っていることを考えると、昭和62年7月以降、昭和63年4月分(同月分については、同人がストライキを行うまでの間に相当する額に限る。)までの工場長手当相当額の支払いを命じるのが正当である。 4916 企業に影響力を持つ者 協同組合を除く西沢建材店らが、会社との間で資産及び経理の面で混同し、全体として密接不可分な一つの企業体として存していたこと、右各会社の職制が会社の従業員に対する指揮命令権を有していたこと、協同組合が、会社と従業員との労使関係について直接の影響力又は支配力を有していたこと等の主張事実については、いずれについても、右事実を認めるに足る証拠は見当たらず、西沢建材店らが、原告の組合員らとの関係において、労働組合法第七条にいう使用者に当たるものということとはできない。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集36集194頁
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
徳島地労委昭和62年(不)第4号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 1年 5月16日 決定
大阪地労委平成 1年(不)第53号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 6年 2月18日 決定
中労委平成 1年(不再)第58号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成10年11月18日 決定
中労委平成 6年(不再)第10号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成10年11月18日 決定
中労委平成 6年(不再)第9号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成10年11月18日 決定